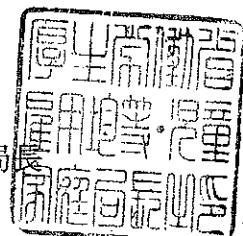


雇児発 0330 第 8 号
障発 0330 第 10 号
平成 22 年 3 月 30 日

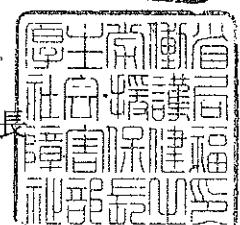
各 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長



児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について

児童福祉施設における食事の提供に当たっては「日本人の食事摂取基準(2005年版)」を参考に実施されているところである。

今般、「日本人の食事摂取基準」策定検討会報告書(2010年版)が策定されたことに伴い、別添のとおり「食事による栄養摂取量の基準」(以下、「食事摂取基準」という。)が改正され、平成22年4月1日から適用することとされた(平成22年3月18日厚生労働省告示第86号)ので、児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導については、同年4月1日以降、下記の事項に留意の上、貴管内児童福祉施設への対応方よろしく御配意願いたい。

本通知の施行に伴い、平成17年3月29日雇児発第0329006号・障発第0329002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局障害保健福祉部長連名通知「児童福祉施設における給食業務に関する援助及び指導について」は平成22年3月31日をもって廃止する。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。



記

1 食事の提供に関する援助及び指導に係る留意事項について

- (1) 児童福祉施設の食事の提供に関する援助及び指導に当たっては、児童福祉施設の所管部（局）が主体となり、栄養改善及び衛生管理等に関し、衛生主管部（局）と連携を図り、必要に応じて保健所の助言を得ながら実施すること。
- (2) 子どもの特性に応じて提供することが適當なエネルギー及び栄養素の量（以下「給与栄養量」という。）が確保できる食事の提供について、必要な援助及び指導を行うこと
- (3) 食事の提供に当たっては、子どもの発育・発達状況、栄養状態、生活状況等について把握し、提供する食事の量と質についての計画（以下「食事計画」という。）を立てるとともに、摂食機能や食行動の発達を促すよう食品や調理方法に配慮した献立作成を行い、それに基づき食事の提供が行われるよう、援助及び指導を行うこと。
- (4) 食事を適正に提供するため、定期的に施設長を含む関係職員による情報の共有を図るとともに、常に施設全体で、食事計画・評価を通して食事の提供に係る業務の改善に努めるよう、援助及び指導を行うこと。
- (5) 施設職員特に施設長に対して、食事の提供に係る業務の重要性についての認識の向上を図るとともに、食事の提供に關係する職員に対しては、適時、講習会、研究会等により知識及び技能の向上を図るよう、援助及び指導を行うこと。
- (6) 適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の育成等、心身の健全育成を図る観点から、食事の提供やその他の活動を通して「食育」の実践に努めるよう、援助及び指導を行うこと。

2 児童福祉施設における食事の提供に係る留意事項について

- (1) 入所施設における給与栄養量の目標については、別添のとおり平成22年度から適用される「食事摂取基準」によることとするので参考とされたいこと。なお、通所施設において昼食など1日のうち特定の食事を提供する場合には、対象となる子どもの生活状況や1日全体の食事に占める特定の食事から摂取されることが適當とされる給与栄養量の割合を勘案すること。
- (2) 食事計画を目的として「食事摂取基準」を活用する場合には、施設や子どもの特性に応じた適切な活用を図ること。障害や疾患を有するため身体

状況や生活状況等が個人によって著しく異なる場合には、一律に適用することが困難であることから、個々人の発育・発達状況、栄養状態、生活状況等に基づき給与栄養量の目標を設定し、食事計画を立てること。

- (3) 食事計画の実施に当たっては、子どもの発育・発達状況、栄養状態、生活状況等について把握・評価を行うとともに、計画どおりに調理及び提供が行われたか評価を行い、これらの評価に基づき、食事計画の改善を図ること。
- (4) 日々提供される食事について、食事内容や食事環境に十分配慮するとともに、子どもや保護者等に対する献立の提示等食に関する情報提供や、食事づくり等食に関する体験の機会の提供等、「食育」の実践に努めること。
- (5) 食事の提供に係る業務が衛生的かつ安全に行われるよう、食中毒や感染症の発生防止に努めること。